

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年7月21日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

1 監査対象部局 商工労働部

2 監査対象年度 平成28年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
計量検定所	平成29年4月6日
経営支援課	平成29年4月18日
産業政策課	平成29年4月27日
企業立地推進課	//
労働政策課	//
大阪事務所	平成29年5月26日
産業技術センター	平成29年6月27日
高等技術学校	//

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

現金領収書について、前もって出納員の印を押印していたものがあった。また、不用分は斜線等で無効処理する必要がある。（大阪事務所）

イ 旅費の支給について

県外旅費の支給について、航空機利用旅客運賃の支払額を証明する書類が添付されておらず、旅費支給額も誤っているものがあった。（産業技術センター）

ウ 支出について

軽油の支払について、契約単価と異なる単価で支払っていた。また、契約書と請求書の消費税の積算方法に相違があった。（高等技術学校）

エ 物品について

公益財団法人から借り入れている物品について、借入品出納保管簿に登記していなかった。
(産業政策課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし